

# 竹原市犯罪被害者等支援条例を 制定しました。

令和6年  
4月1日  
施行



## 主な支援内容

### 相談・情報の提供

様々な問題について相談に応じ、必要な情報を提供し、関係機関をご案内します。

### 見舞金の支給

犯罪行為を原因とする経済的負担の軽減を図るため、見舞金を支給します。

### 居住の安定

それまでの住居に住むことが、困難となった場合、市営住宅の一時的な提供など、必要な支援を行います。

### 啓発活動の実施

二次被害の発生の防止の重要性、犯罪被害者等の支援について、市民や事業者が理解を深めるため、必要な啓発活動を行います。

# 犯罪被害者等支援相談窓口

被害に遭われた方へ

ひとりで悩まないでこんなときにお電話ください

## 事件や事故に 遭ってしまった

どこに相談したらいいのかわからない  
日常生活を維持することが困難になった

## 心に深い傷を負った

心が不安定で眠れない  
自分を責めてしまう  
自分の気持ちを誰もわかってくれない  
物事に集中することができない  
いつも心細くてさみしい

## 家族が被害を受けた

どう接してよいかかわからない  
立ち直れないのではと心配

## 竹原市犯罪被害者等相談窓口（地域づくり課）

犯罪被害を受けた人などからの相談や問い合わせに対し、  
各種支援制度の案内や関係機関のご紹介などを行います。

TEL: 0846-22-7736 FAX: 0846-22-7748

相談日時：月～金 8：30～17：15（祝日、12月29日～1月3日を除きます。）

## 裁判所への 付き添い

刑事裁判を傍聴するとき  
証人出廷するとき

## 警察等への 付き添い

警察・検察庁への事情聴  
取や届け出に行くとき

## 病院への 付き添い

病院での治療・検査等  
に行くとき

## 生活支援

自宅などでの日常生活の  
回復に必要な支援

広島県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

公益  
社団  
法人

# 広島被害者支援センター

TEL: 082-544-1110

月～土曜日 9：00～17：00

（祝日、8月13日～16日、12月28日～1月4日を除きます。）

問い合わせ先

竹原市 市民福祉部 地域づくり課 人権男女共同参画係

〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号

TEL: 0846-22-7736 FAX: 0846-22-7748